【規程番号　行法Ⅲ－006】

行吉学園講師規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園が設置する神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「大学」という。）における講師に関する事項について定める。

（定　義）

第２条　この規程において講師とは次の各号に該当する者をいう。

（1）教育及び研究を主たる業務とし、教授又は准教授に準ずる職務に従事する者（以下「第１号講師」という。）

（2）人事委員会において教育を主たる業務とする実務家教員としての講師と認められた者（以下「第２号講師」という。）。

（勤　務）

第３条　講師の勤務は所属する大学の就業規則等に従うものとする。

（勤務の条件）

第４条　勤務の条件は次の各号による。

（1）研究日を１日与える。

（2）行吉学園個人研究費規程に定める講師の個人研究費、及び行吉学園研究旅費規程に定める講師の研究旅費を支給する。

（昇　任）

第５条　第１号講師は、教授及び准教授への昇任審査の対象となるが、第２号講師については、教授及び准教授への昇任審査の対象とならない。

（任　期）

第６条　第２号講師の任期は、行吉学園神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教員の任期に関する規程の定めるところによる。

（給与等）

第７条　給与等は次のとおりとする。

（1）学園の給与規程による。

（2）日本私立学校振興・共済事業団及び雇用保険の加入者となる。

（定めのない事項の取扱）

第８条　この規程に定めのない事項については、学園及び所属する大学の諸規程並びに関係法令による。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、予め学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 20 年 12 月 24 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（経過措置）

1　この規程の施行前に第 1 号講師の職にある者について、この規定により第 1 号講師に任命されたものとみなす。

2　この規程の施行前に第 2 号講師の職にある者のうち、規程施行後も第 2 号講師の身分を継続する者については、任期の規定を除いてなお従前の規程を適用するものとする。